

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかわる契約の締結は、当該業務に係る令和4年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和3年9月17日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 件名

「世田谷区24時間安全安心パトロール」業務委託

(2) 業務内容

受託者が用意する青色回転灯を装備した車両により、世田谷区内のパトロールを行う。

パトロールは、午前9時から午後6時までは4台、午後6時から翌日の午前9時までは2台の車両を配置し、区及び区内警察署からの要請に基づく巡回等と通学路等の巡回を24時間体制で行うものとする。なお、原則としてパトロール1組につき1名以上の体制により業務を実施すること。

防犯意識の啓発や広報活動を行う。

事故等の緊急時における応急的対応を行う。

(3) 履行場所

世田谷区内全域

(4) 履行期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

契約は単年度ごとに締結するものとし、各年度の契約は、当該契約の事業に係る区の予算配当があること、及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

次のすべての要件を満たす法人であること。

(1) 警備業法第2条1号の資格をもつこと。

(事務所、住宅、駐車場、遊園地等の「警備業法対象施設」における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務)

(2) 警備業法第4条の規定に基づく認定を受けていること。

- (3) 平成 2 8 年度以降、当該事業と同様の事業又は巡回警備及び公園等の施設警備の実績を持つもの。 官公署から受託した実績に限る
- (4) 個人情報保護に関する規定等、社内規定等が整備されていること。
- (5) 事業継続計画が整備されていること。
- (6) 世田谷区の競争入札参加資格（営業種目 1 0 5 警備・受付等）を有していること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当しない者であること、及び同条第 2 項による措置を現に受けていない者であること。
- (8) 世田谷区から現に指名停止を受けていない者であること。
- (9) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条第 1 項に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条第 1 項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (1 0) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明者が 3 者以内の場合、提案書提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみを行う。

参加表明者が 4 者以上となった場合においては、参加資格 2（ 3 ）における契約内容、契約規模等、参加資格 2（ 4 ）個人情報の保護に関する規定及び参加資格 2（ 5 ）事業継続計画の整備内容等により選定し、上位 3 者を提案書の提出者とする。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 当業務の目的、必要性等の理解度について
- (2) 人材の確保、配置職員の職務経験・資格等について
- (3) パトロール車両の装備、調達方法について
- (4) 当業務に生かせる警備業務の実績について
- (5) パトロール状況の把握方法等について
- (6) 提案内容と経費の妥当性について
- (7) 社内の規定類の整備状況
- (8) 当業務に生かしたいノウハウ等について

5 参加方法等

- (1) 説明書等の配付期間、場所及び方法
配付期間

令和3年9月17日(金)～10月1日(金)

配付方法

世田谷区ホームページにて公開

(くらし手続き 救急・防犯・防災 お知らせ)

区のホームページからダウンロード又は、下記7の担当部課で配付(窓口配付については土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

希望者に無償配付する。

(2) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

提出期間

令和3年9月17日(金)～10月1日(金)

土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時

提出場所

下記7の担当部課

提出方法

窓口に持参又は郵送により提出する。なお、郵送により提出するものは、上記期間内に必着のこと。

参加表明書を提出した者について参加資格の確認等を行い、招請通知を発送する。

(3) 提案書等の提出期間、場所及び方法

提出期間

令和3年10月20日(水)～11月17日(水)

土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時

提出場所

下記7の担当部課

提出方法

窓口持参に限る

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

- (6) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (7) 提出された書類は、審査に必要な範囲あるいは、区が情報公開等必要な場合には複製することがある。
- (8) 本件の選定経過及び結果については、参加者の称号・名称、順位等を区のホームページ等で公表する場合がある。
- (9) 本事業の実施に際しては、次の法令等を遵守し実施すること。
 - ・労働基準法
 - ・警備業法
 - ・道路交通法
 - ・その他関係法令及び条例
- (10) 提案書等の著作権は提出者に帰属する。ただし、区が情報公開等必要な場合において、提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (11) 区が提供する資料は、参加の有無にかかわらず当業務を検討する目的以外で使用することを禁ずる。
- (12) 参加表明及び提案書提出に関し必要な費用は、すべて参加表明者及び提案書提出者の負担とする。
- (13) 本案件は、提案限度額を 1 1 9 , 9 8 8 千円としております。区との契約では予定価格 2 , 0 0 0 万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となります。詳細は別紙をご確認ください。

7 担当部課

〒 1 5 4 - 8 5 0 4 世田谷区世田谷 4 丁目 2 1 番 2 7 号

世田谷区危機管理部地域生活安全課

(世田谷区役所第 3 庁舎 3 階、 3 3 番窓口)

電話 : 0 3 - 5 4 3 2 - 2 2 6 7 F A X : 0 3 - 5 4 3 2 - 3 0 6 6